

社会福祉法人さくら会

役員・評議員会の費用弁償及び報酬に関する規程

社会福祉法人さくら会

役員・評議員・委員会委員の費用弁償及び報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人さくら会（以下「本会」）役員・評議員・委員会委員の役員報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 委員会委員とは評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費・宿泊費）等であり報酬とは明確に区分するものとする。

(役員・評議員・委員会委員報酬の種類及び支給額)

第3条 役員・評議員・委員会委員の報酬は次のとおりとする。

ただし各年度による報酬総額の上限は、評議員 20 万、役員・委員会委員 50 万とする。

- (1) 理事長報酬として 月額 20,000 円（所得税控除後）
- (2) 役員・評議員・委員会委員が会議等に出席した時
1 回につき 5,000 円（所得税控除後）
ただし、決議の省略を実施したときは
1 回につき 3,000 円（所得税控除後）
- (3) 監事が監査を行った場合 1 回につき 10,000 円（所得税控除後）

(費用弁償)

第4条 1条に定める者が本会の職務の為、出張する場合は費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の支給方法は、さくら保育園旅費規定に準じ園長級とする。
- 3 役員・評議員が理事長の招集に応じ理事会及び評議員会に出席したときは、旅費は支給しない。

(報酬の支給)

第5条 報酬は出席した日、また費用弁償は旅行する前日までに支給し、帰任後に精算する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の議決により行う。

附則 この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 62 年一部改正

- | | | |
|-------------|------|-----------------------|
| 平成 14 年 1 月 | 一部改正 | 4 月 1 日より適用する。 |
| 平成 17 年 3 月 | 一部改正 | 4 月 1 日より適用する。 |
| 平成 19 年 5 月 | 一部改正 | 6 月 1 日より適用する。 |
| 平成 29 年 2 月 | 一部改正 | 3 月 1 日より適用する。 |
| 平成 30 年 4 月 | 一部改正 | 4 月 1 日より適用する。 |
| 令和 2 年 12 月 | 一部改正 | 1 月 1 日より適用する。 |
| 令和 3 年 6 月 | 一部改正 | 令和 3 年 6 月 1 日より適用する。 |
| 令和 5 年 3 月 | 一部改正 | 令和 5 年 4 月 1 日より適用する。 |